

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

■日時 平成29年9月22日（金）午前10時～午後0時15分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、奥委員、日下委員、小林委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、宮越委員、森川委員

■議事内容

1 諮問

「(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書 案	・ (仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画	平成 29 年 7 月 28 日
2 環 境 影 響 評 価 書	・ 株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業	平成 29 年 7 月 13 日
3 事 後 調 査 報 告 書	・ 西武池袋線 (練馬高野台駅～大泉学園駅間) の連続立体交差事業及び同線 (練馬高野台駅～石神井公園駅間) の複々線化事業 (工事の完了後)	平成 29 年 9 月 8 日
4 変 更 届	・ 南山東部土地区画整理事業	平成 29 年 9 月 8 日
	・ 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業	平成 29 年 7 月 25 日
	・ 春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業	平成 29 年 7 月 31 日
	・ 新可燃ごみ処理施設整備事業	平成 29 年 8 月 15 日
5 着 工 届 (事後調査計画書)	・ 目黒清掃工場建替事業	平成 29 年 7 月 20 日
	・ 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業	平成 29 年 8 月 1 日
	・ 株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業	平成 29 年 8 月 1 日
6 完 了 届	・ 東京サービスステーション建設事業	平成 29 年 8 月 21 日
	・ 都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線(新橋～竹芝ふ頭間)及び都市計画道路補助第 3 1 3 号線建設事業	平成 29 年 8 月 3 日
7 廃 止 通 知	・ 川崎天然ガス発電所 3・4 号機増設計画 (※)	平成 29 年 7 月 31 日

注： (※) は環境アセスメント法対象案件であることを示す。

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会
速 記 録

平成29年9月22日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○真田アセスメント担当課長 本日は、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

事務局からご報告申し上げます。

現在、委員21名のうち13名のご出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成29年度第7回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますのでよろしくお願いいたします。

○柳審議会会長 それでは、会議に入ります前に本日は傍聴を希望する方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を30名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場・着席)

○柳審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから、平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会を開催します。

それでは、本日の会議は次第にありますように、諮問1件及び受理報告を受けることといたします。

それでは、諮問に入ります。

諮問案件について、事務局から提案してください。

○真田アセスメント担当課長 それでは、お手元の資料1は諮問文でございます。朗読をいたします。

29環総政第396号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成29年9月22日

記

諮問第473号 「（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画」環境影響評価書案

以上でございます。

○柳審議会会長 「（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、説明させていただきます。

まず、お手元のクリーム色の評価書案をご覧くださいと思います。こちらの図書の1ページ目をお開きください。

まず、事業者の名称でございますけれども、日本橋一丁目中地区（4～12番街区）再開発準備組合でございます。

対象事業の名称は、「（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画」でございます。アセスの種類につきましては高層建築物の新築でございます。

下の対象事業の概略でございますけれども、今回の計画地の「所在地」は、東京都中央区日本橋一丁目の5番～12番のところでございます。面積等につきましては後ほど説明させていただきます。この表の下のほうの工事予定期間につきましては、平成32年度から平成37年度、供用開始の予定につきましては平成37年度を予定してございます。

8ページが計画地位置図でございます。図の中央が計画地になってございますけれども、計画地の北側には日本橋川が流れておりまして、色がついているわけではないので分かりづらいと思うのですが、その日本橋川の上を首都高速道路が通ってございます。計画地の南側には東京メトロ、都営地下鉄の日本橋駅がございまして、交通の利便のよいところでございます。

右の9ページが航空写真でございます。

10ページが計画地周辺の現況図でございます。計画地内の北側には、昭和5年3月に竣工しました日本橋野村ビル旧館がございまして、こちらにつきましては、耐震補強工事等をしまして保存することとしております。今後日本橋の景観シンボルとして、にぎわいの形成を図る

ことにしてございます。

少し戻りまして、7ページは事業の目的でございます。本事業の計画地は、平成29年7月に中央区が改定いたしました「日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョン」において、日本橋川沿い交流拠点の形成が位置づけられまして、多様な活動が生まれるまち、歩いて楽しめるまち、川に開かれたまち、環境にやさしいまち、安全・安心のまちの5つの行動指針が定められておりまして、周辺で計画される再開発と連携した一体的なまちづくりを担うこととしてございます。

また、「都市再生特別措置法」に基づく特定都市再生緊急整備地域（東京都心・臨海地域）に位置しておりまして、地域別の整備方針といたしまして、複合機能集積地の形成を図り、特に中央通りを中心とした地域においては、魅力とにぎわいにあふれた国際的な商業・観光拠点を形成することを求めています。

一方で、「国家戦略特別区域法」に基づく東京圏国家戦略特別区域としましても、東京都都市再生プロジェクトとしてエントリーがなされ、既に高層建築物（日本橋一丁目三井ビルディング）、コレド日本橋という愛称がついておりますけれども、こちらが立地するD街区を含む日本橋一丁目中地区にて、国際金融センター構想の一部を担う役割が期待されておりまして、国際金融センターを支える多様な機能集積と日本橋地域の歴史・文化を踏まえた水辺の賑わい創出が位置づけられております。

本事業では、上位計画の方針に基づきまして、日本橋川沿いのエリアの拠点にふさわしい交流機能を核とした複合拠点開発を行うとともに、にぎわいある広場や歩行者ネットワークの形成を目的としてございます。

それでは、12ページをお開きください。こちらが事業の基本計画でございます。

施設配置計画図につきましては、右側の図5.2-3に示すとおりでございます。A街区という文字が見つらいかもしれませんが、先ほど説明した日本橋野村ビル旧館のところに該当いたします。こちらは国道1号（中央通り）沿いに日本橋川に面しておりまして、日本橋の景観的シンボルとなっている日本橋野村ビル旧館がでございます。

B街区は、野村ビルの旧館の右側の低層棟と書いているところになりますけれども、日本橋川に沿って低層棟、高さ約28mのものを計画してございます。

最後、C街区の敷地につきましては、南側に高層部、高さ約287mの高層棟を計画してございます。

道路の拡幅と歩道上の空地の整備、中央通り沿いの広場空間と街区間を接続する上空デッ

キの整備、地下鉄駅からの地下接続通路やコレド日本橋との貫通通路の整備を行い、日本橋川沿いにはプロムナードや親水広場を計画しております。

建築計画の概要は下の表の5.2-1にあるように、建築面積は約1万4,800m²延べ床面積は40万6,000m²、最高高さは約287m、構造は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、主要用途は事務所、商業店舗、ホテル、住宅、カンファレンス施設、ビジネス支援施設、約809台の駐車場等がございます。

16ページの計画建築物の断面図でございます。右側の17ページが完成予想図でございます。

1枚おめくりいただきまして、18ページが一番上のところでございますけれども、自動車動線計画でございます。自動車動線計画図は右側の図5.2-7(1)と、1枚おめくりいただいた20ページの図5.2-7(2)に示すとおりでございます。図5.2-7(1)と図5.2-7(2)をご覧になっていただければと思います。

まず、図5.2-7(1)でございますけれども、A街区に車両出入口はなく、B街区の低層棟のところに出入口を設けまして、区道273号線沿いに1カ所設ける予定でございます。

次に20ページの図5.2-7(2)でございますけれども、C街区につきましては、地下駐車場への出入口は計画地と地下車路でC街区につながる計画地南側のコレド日本橋の入り口、区道279号沿いの出口と区道273号沿いの出入口の3カ所でございます。

駐車場計画につきましては、地下に自走式と機械式の駐車場を配置する計画でございます。駐車場台数につきましては、「東京都駐車場条例」に基づく附置義務台数を基準としまして、B街区に約38台、C街区に約771台、計約809台を確保する計画としてございます。C街区の駐車場台数につきましては、お隣のコレド日本橋の附置義務台数を隔地対応で確保するための102台分を含んでございます。また、駐車場の換気につきましては機械換気方式を採用する計画でございます。C街区の地下駐車場は、先ほど来、説明しています隣のコレド日本橋の地下駐車場と地下車路でつながりまして、コレド日本橋の地下駐車場を利用する車両につきましては、計画地のC街区の地下駐車場出口を使用する計画になってございます。

22ページの図が歩行者動線計画図でございます。日本橋川沿いエリアのまちづくりビジョンに基づきまして、日本橋川交流拠点を支える回遊性の高い歩行者中心のまちづくり、まちの形成を目指してございます。地上部に設ける中央通り沿いや川沿いの街区などの広場空間は、上空デッキによって街区間を接続します。地下部につきましては地下歩行者ネットワークの形成を目指しまして、東京メトロ銀座線、東西線日本橋駅との地下接続通路と、コレド日本橋との地下貫通通路を整備する予定でございます。それと、都営地下鉄浅草線の日本橋

駅の改札の増設と地下接続通路を検討していきます。

それでは、23ページをお開きください。緑化計画でございます。

緑化計画図につきましては、1枚めくっていただいた24ページでございます。

緑化面積につきましては、23ページの表5.2-3でございますように、「東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく緑化基準」の計画地の緑化可能面積の35%を目標としまして、計画緑化面積は約2,310m²、コレド日本橋を含めまして約2,790m²としてございます。

計画緑化面積につきましては、表5.2-4に示すとおりでございまして、建物上計画緑化面積を地上部に振り替えることで基準を上回る緑化面積を確保する計画でございます。

25ページにつきましては施工計画でございます。

工事工程につきましては、下の表5.3-1に示すとおりでございまして、全体工事期間は平成32年度から平成37年度にかけて約65カ月を予定してございます。作業時間につきましては1日10時間以内、午前7時～午後7時の時間帯を原則とします。騒音及び振動を伴う建設作業は原則としまして、月曜日から土曜日で行いまして、日曜日、正月とお盆はお休みとさせていただきます。予定でございます。

29ページが工事の際の工事用車両のルートでございます。工事用車両の出入口につきましては、C街区、高層棟が建つところに6カ所の工事用出入口を設ける予定で、次に北側のA、B街区の工事用には1カ所出入口を設ける予定としてございます。工事用車両の走行時間は午前7時～午後7時までの時間帯を原則としてございます。

一番下の供用の計画でございます。本事業の供用開始時期は平成37年度を予定してございます。

39ページの環境影響評価の項目でございます。

本計画地は、「東京都環境影響評価条例」第40条第4項に規定します良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域、いわゆる特定の地域に該当してございます。したがって、同施行規則の54条に定めます特定の地域における環境影響評価の項目を選定しまして、選定した項目につきましては、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財の7項目でございます。

環境影響要因と環境影響評価の項目との関連は、40ページの表6-1に示すとおりでございます。

説明は以上でございます。

○柳審議会会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょ

うか。

○小堀委員 今、ご説明をいただきました、11ページの事業の基本方針というところの一番上に国際競争力の強化に資する金融・ライフサイエンス拠点の形成と書いてあるのですが、この内容を見ますと、ライフサイエンスに該当する部分というのが見当たらないのですが、国際会議場とかイベントをするということは挙がっているのですけれども、ライフサイエンスという場合には、生命科学の研究と私はとりますが、ここはどうなっているのか、もう少し説明をいただければと思います。

○池田アセスメント担当課長 こちらに示させていただいている事業の基本方針につきましては、先ほど説明の中でも述べさせていただきましたけれども、国の基本方針であるとか、中央区の方針に基づきまして、それを抽出させていただいて、国際競争力の強化に資する金融・ライフサイエンス拠点の形成ということを掲げさせていただいています。

今、小堀委員がおっしゃったように、ここに書かれていることはどちらかというところ、金融に特化されている書き方になっておりまして、私どももライフサイエンスにつきましては確認をしておりますので、これは別途事業者を確認しまして、この辺はどのように反映されているのかを確認させていただきたいと思います。

○小堀委員 16ページの計画建設物の用途についても、これに該当するものがほとんどないので、一体どういうところを現実には盛り込まれるかというのは、もうちょっと教えていただければと思います。

○池田アセスメント担当課長 すみません、こちら確認しておりませんでしたので確認させていただきます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

平手委員、どうぞ。

○平手第二部会長 これは第一部会の案件ですね。

○柳審議会会長 そうです。

○平手第二部会長 そういうことなので、コメントというか意見だけ。210ページを開いていただいてもよろしいでしょうか。

景観のところはちょっと気になったので、眺望地点は結構なのですが、出てくる完了後の写真で建物の上側が切れてしまっているの、要するに、高さ関係がちょっと把握できないということなので、その辺を写真の表現で注意していただければ、第一部会での審議も含めてやっていただければと思います。

○池田アセスメント担当課長 今、平手委員がおっしゃったことは、工事の完了後の写真が背景に今回の開発しているビル等が、手前の部分も含めて切れてしまっているというお話でよろしいですか。

○平手第二部会長 だから、その建物の上側についてです。

○池田アセスメント担当課長 上が切れてしまっているので、右のページのように上の高いところが見えるようにということによろしいですね。

○平手第二部会長 そういうことです。

○池田アセスメント担当課長 分かりました。それは部会の審議についても配慮していきたいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 23ページ、24ページ、緑化計画についてなのですが、23ページの下の表を見ますと、こちらはコレド日本橋も含めて35%という緑化基準を満たしているということになっておりますが、コレド日本橋の分もここに含めて計算してもよいという根拠はどこにあるのかというのを教えていただきたいということと、コレド日本橋の分も含めて2,795㎡になるということでしたら、24ページの緑化計画図にコレド日本橋の分がどのように配置されているのか。そのあたりのイメージ図というのもあわせてお示しいただくのがよろしいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 まず1問目の質問ですけれども、1ページをお開きいただきますと、もう先行してD街区のコレド日本橋についてはオープンしているのですけれども、都市再生特別措置法に基づく都市再生特別地区の区域としてはコレドを含んでおりまして、これを対象として緑化面積をつくっているというのが一つでございます。

それと、緑化面積を満たしているかというところで、都市再生特別地区の関係で含んでやっているというのが一つなのですが、たしか私たちが事前にお話を伺っているときに単独でも満たしていたように思うのですけれども、そこは確認をとらせていただいて、改めてご報告をさせていただきたいと思います。コレド日本橋の緑化計画につきましては、今後、事業者とでもできるものなのかどうかも含めて調整させていただければと思います。

○奥委員 最初の点については、明確な回答を後ほどいただければと思いますが、考え方としてはいずれにしても、D街区も含めてこのあたりは一体の都市再生がなされる区域だということで、緑化計画としてもあわせてやるということは、考え方としてはよろしいのではない

かと思いますので、コレド日本橋の部分も含めた緑化計画は全体としてどうなっているのか。そのあたりが分かるようにまたイメージ図でも示していただければと思います。お願いします。

○池田アセスメント担当課長 ありがとうございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 今の対象をどこにするかというのは、結構大きな問題ではないかと思っているのです。私どもが審議をするときに今までの説明ですと今回の対象地区だけ、しかし、緑については都市再生特別措置法に基づいてDも含むというと、項目によって対象が違ってくるという印象を受けまして、そこら辺は明確にしていただかないと、私どもがどこを対象にしてというのが不明確になるのが懸念されますので、そこら辺の配慮をお願いしたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 こちらのコレドにつきましては、当然隣も入っている関係でアセスに含むものが若干ありまして、例えば風環境であれば当然建っているものですから含みますし、地下の通路で駐車場がつながっていますから大気汚染等についてもそういうところも含んでやっている。ものによって違うので、そこは項目を協議していく中で事前に御説明させていただいて、明確に議論が進むようにさせていただければと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、諮問につきましてはこれで終わりにしたいと思います。

それでは、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、ご報告いたします。

資料2をご覧くださいますと、環境影響評価書案が1件、環境影響評価書が1件、事後調査報告書が1件、変更届が4件、着工届が3件、完了届が2件、廃止通知が1件、これらを受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当の方からご説明をさせていただきます。

○池田アセスメント担当課長 それでは、環境影響評価書を説明させていただきたいと思っております。

本日の資料につきましては3ページになります。「株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業」でございます。

こちらの事業につきましては、平成24年5月、今から5年前に評価書案の提出をいただきまして、審議会において御審議をいただいております。平成25年6月に知事の審査意見書を送付

しております。その後、こちらの事業は東京都自然保護条例の事業許可手続の際に、既存の許可採掘区域を逸脱して採掘していた事実が判明いたしまして、その補正のための手続に時間がかかっておりました。今回、評価書の提出が遅れたのはこれが原因となっております。なお、6月の審議会におきまして、こちらの事業の土地利用計画、事業工程などの変更、あるいは5年間の追加調査も含めまして、変更届として受理報告をさせていただいているところでございます。

それでは、環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連でございます。受理日は平成29年7月13日でございます。

項目の騒音・振動の意見書の内容につきましては、こちらに書いてあるとおり、

今回の拡張事業により、発破位置が民家に近くなることで、掘削に伴い発生する発破振動レベルが指標値と同値になると予測されていることから、環境保全のための措置を徹底し、振動レベルの低減に努めること。

また、騒音レベルについても、併せて低減できるように配慮すること。
でございます。

こちらにつきましては、本編の8-2-46ページに環境保全のための措置がございますけれども、試験発破の実施や発破方法の改善等の適切な措置を講じながら行うということを追記してございます。

水質汚濁、水循環共通につきましては、

事業着手20年後の河川流量について、現状との変化は少ないとしているが、施行中における成木川下流域への流量・水質に与える影響を考慮して、定期的にモニタリングを行うなど、その対策について分かりやすく記述すること。

でございます。

こちらにつきましては、本編の8-3-22ページの水質汚濁と、8-5-16ページの水循環の環境保全のための措置のページに流量、水質汚濁等について、1年後、5年後、10年後、15年後、20年後に調査を行いまして、必要に応じて保全措置の見直しを行うということを追記してございます。

地形・地質につきましては、

植栽による回復緑地や安全な傾斜角の確保に加えて、落石防止ネットやしがら柵の設置等により、周辺への影響はほとんど生じないとしているが、地滑り、崩落、落石防止等の観点から、その防止対策について具体的に図示するなどして分かりやすく記述すること。

と意見をいただいております。

こちらにつきましては、緑色の環境影響評価書案の本編8-4-13ページが環境保全のための措置が書かれているページでございます。(4)に新たなものを追記させていただいて、

(4) 採掘区域と残留緑地の境界部分約5mは、「採石技術指導基準書」(平成15年版 経済産業省資源エネルギー庁)に基づき、立木伐採後に地形は改変せず根株を残す保全区域(回復緑地)とし、必要に応じて植栽を行い、斜面の安定性を図る。

としてございます。

もう一つ、

(6) 事業地内を定期的に巡回し、落石・転石の危険が認められた場合は、必要に応じて落石防止ネットやしがら柵等の環境保全措置を行い、崩落、落石等の防止に努める。ということで、下に具体的ななどいいますか、こういうところの想定箇所ということで図を追記させていただいております。

本日の資料にお戻りください。3ページの下のところになります。

生物・生態系につきましては、

事業区域及びその周辺で確認された注目される動植物には、絶滅危惧種も含まれていることから、今後、事業を進めるに当たっては、モニタリング調査を行うなど特段の注意を払うとともに、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じてさらなる動植物への保全措置を講じること。

でございます。

こちらにつきましては、本編の8-6-136ページ～8-6-137ページの環境保全のための措置のところ次にように追記をさせていただいております。

適切な樹林の維持管理を進めることにより、樹林を利用する動植物の生息場としての機能の向上を目指すことや、事後調査に当たって、既事業における調査内容、調査結果等を踏まえて計画を策定し、適期に調査を行い、その結果をもとに必要に応じて保全の措置の見直しを行うことというのを追記してございます。

1枚おめくりいただきまして、本日の資料の4ページをご覧ください。

生物・生態系でございますけれども、2つ目の意見でございます。

残留緑地について、広葉樹を中心とする混交林に置換すべく、林相転換を進めるとして、いることから、その管理の方法と工程を説明すること。

でございます。

こちらにつきましては、先ほどの緑色の評価書の薄いほうの資料編の1-8ページから1-10ページにかけて、改めて修正をさせていただいております。残留緑地管理計画書というのは前の評価書案でも出ておりましたけれども、そのときは左側の1ページ程度の内容でございましたけれども、知事意見に基づきまして内容を精査かつ十分に分かりやすくということで、林相転換の工程であるとか手順を示す図表を表記、追記させていただいております。

また本日の資料にお戻りいただきまして、廃棄物につきましては、

事業実施に伴う伐採樹木や廃土・廃石等について、発生量を予測し、これを可能な限り有効利用するとしているが、発生抑制、再利用、再資源化の量や方法についても明らかにすること。

でございました。

評価書の厚いほうの本編の8-8-5ページにつきましては予測になります。こちらのページの下のほうの予測結果につきまして、知事意見に従いまして、次のような文章を追記させていただいております。

表8.8.2-1の下の文章になりますけれども、既事業区域では、伐採木の約6割をチップ化による肥料等、約3割を建築用資材や木材製品の原材料等、残りをしがら柵やシイタケ原木、薪等として有効活用を図っていると追記してございます。

1枚おめくりいただきまして、8-8-6ページは廃土・廃石の発生量でございます。こちらの文章の表の上のところ、下から5行目のあたりに、その他の廃土・廃石は基本的に事業区域内に一時的に仮置きし、最終的に事業区域内における埋立材等とし全量を再利用すると追記してございます。

基本的に、土あるいは石は現場内での再利用、再使用を図っていくと。伐採木等につきましてはできる限り肥料化をして、その中で残留緑地等の肥料にしていくと。残りについてはしがら柵とシイタケの原木等に使っておいて、基本的には、廃棄物にしない方向でできるだけ中で再利用を図っていくという計画を具体的に示させていただいております。

本日の資料の4ページにお戻りいただきまして、温室効果ガスにつきまして2件意見がございました。

まず1件目ですが、

事業実施に伴う温室効果ガスの排出量について、着手20年後も現況と同程度と予測し、一方で都の温室効果ガス削減義務により削減を行うとしていることから、予測と削減義務量との関係を明らかにし、必要に応じて予測の見直しを行うこと。

そして、もう一件が下の箱になりますけれども、

当該事業所の実績から算出した温室効果ガス排出量が、全国の砕石業の実績から算出した排出量より大きいことから、この原因を明らかにするとともに、一層の排出量の低減に努めること。

でございました。

それでは、また緑色の評価書に戻っていただきまして、8-9-6ページでございますけれども、温室効果ガスの予測のページになってございます。これの中段のところに予測結果というのがございます。

生産に伴うCO₂排出量をご覧ください。予測と削減義務量との関係を明らかにし、必要に応じて予測の見直しを行うことについての対応でございます。こちらの事業者では、平成24年までA重油を燃料とする自家発電機による電力調達をしておりましたけれども、この自家発電機が発電効率が悪いということで、CO₂の排出量が多くなることから平成24年11月に自家発電をやめて買電に変更してございます。その結果、ちょっと戻るのですけれども8-9-3ページの表8.9.1-7に示すとおり、平成25年のCO₂排出量は年間3,513t-CO₂となっておりまして、CO₂の排出量が最大となった平成23年の5,612t-CO₂に対して約37%削減してございます。一方、平成26年以降、採掘量の減少に伴いまして、事業所内の建設機械や機器の稼働を抑制しているため、CO₂排出量は一時的に大きく減少してございます。そのため、自家発電から買電に変更した平成25年の実績に基づいてCO₂排出量を予測し直してございます。

予測結果につきましては、右のページの表8.9.2-1に示すとおり年間3,513t-CO₂となっております。現況と20年後の年間生産量は同じのため、今後も温室効果ガス削減に向けた環境保全措置等を推進することによりまして、20年後のCO₂排出量は現況を下回るものと予測してございます。

2つ目の意見の本事業所の実績が、全国の採石業の実績より大きい原因を明らかにすることについての対応につきましては、右のページの8-9-7ページの真ん中より下のところになります。全国の砕石業と本事業所のCO₂排出量の比でございます。

表8.9.2-2の下の記事、上から4行目をご覧ください。こちらの村尾組の事業所では、主に関東地方の顧客を対象に生コンクリート向けに砕石2005（粒径20mm～5mm）と砕砂を生産してございます。これらの製造方法において、納入先の意向によりまして、生コンクリート製造時に影響を与える微量付着物を除去するために、こちらでは砕石を水洗する湿式を採用しているところでございます。一般的に湿式につきましては、風力で微量付着物を除去する乾式

に比べまして、設備や運転コストが高くなる傾向にあります。こちらの事業者でも、洗浄過程で多くのポンプを使用するために燃料の軽油の使用量が多くなってございます。さらに汚水処理設備、シックナー・脱水設備等の湿式特有の設備を稼働させるための電力消費も乾式に比べ、多くなる要因と分析してございます。

2つ目の理由としまして、採掘に伴う作業区域に関しまして、掘削したときの表土を仮置きするための十分な場所がないために、掘削場所に仮置きをした表土を移動させながら掘削場所を確保してございます。その結果、表土移動に伴う重機稼働率が高くなるために軽油の使用量が増加すると分析をしています。

さらに、こちらの事業所では、洪水調整池の余剰水を河川に放流する際、地盤高の関係上、自然流下方式ではなくポンプ方式を採用しています。また、洪水調整池の浚渫時も電動式ポンプを使用して浚渫をしてございます。これらポンプ類の稼働も電力量が多くなる要因と考えてございます。

3つ目に降雨時の濁水対策を着実に実施するため、操業中のみならず従業員が不在となる休業時も濁水処理施設で遅滞なく対応するため、場内濁水槽ポンプと濁水処理設備は24時間稼働をさせておまして、こちらの使用電力量も多く使用している要因と分析してございます。

4つ目に本事業所では、採掘作業と並行して場内の埋め戻し、最終残壁の最終造成を実施中としまして、公共事業で発生する建設発生土も受け入れてございます。残土受け入れに伴う造成工事に伴う重機の稼働率も高く、軽油使用量が多くなる要因となっております。その他、旧式の砕石機等の製造設備であるとか大型重機等も更新中ではございますけれども、現状でこれらの機材が稼働中であることも電力消費や軽油使用量が多くなる要因となっております。

以上のことから、こちらの事業所と全国の砕石業とのCO₂排出量を比較することは適切ではなく、本事業所と同様の稼働形態を採用した場合の公表データもないため、本事業所の生産に伴うCO₂排出量の平成25年実績値に基づく予測のみを採用してございます。

説明は以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問等はございますでしょうか。

平手委員、どうぞ。

○平手第二部会長 先ほど、環境影響評価書案が平成24年でしたか、平成25年でしたか。

○池田アセスメント担当課長 平成24年5月です。

○平手第二部会長 今回の評価書が平成29年ということで、その後の経緯について多少説明がありましたけれども、そのあたりのことについて、評価書そのものには書かれているのですか。要するに、期間がたってしまった理由について。

○池田アセスメント担当課長 その件につきましては、こちらの評価書では書いていなくて、先ほども説明した、今年の6月の審議会に提出しました変更届の方に、具体的に計画が遅れている理由であるとか、そういうものは説明させていただいているところでございます。こちらの本編には書かれておりません。

○平手第二部会長 それから、いろいろデータを当然測定されているわけですが、この測定のデータは5年前の評価書案の時点でのものですね。ですから、平成24年のあたりの測定のデータが多いのですけれども、5年たって変わらないものもあるでしょうが、例えば交通量に何か変化があったとか、その辺のところについて、交通量も平成24年のものなので、そのあたりのことについての見解というのかな、5年たったものを使っているのはちょっと古いというか、そういうデータを使っていることに対しての問題点というか考え方がよろしいかどうか。

○池田アセスメント担当課長 データ的なものですね。

更新する必要があるものについては、更新をさせていただいているものがありまして、特に自然保護条例の関係で今回の提出が遅れていたということで、特に自然のところにつきましては2回ほど調査をして、必要な追加調査を加えてございます。それ以外のデータにつきましては、例えば8-3-7ページになりますけれども、既存資料調査の部分になるわけですが、既存の資料につきましては評価書案以降のものにつきましても、一部取り入れるとか反映はさせていただいているところでございます。

先ほど交通量という例示を出しましたけれども、東京都内的には、交通量は基本的、全体的にセンサスなどを見ますと横ばいになっておりますし、こちらの地域も青梅市の成木地区ということで、基本的に大きな開発等がございませんので変わっていないという認識を持ってございます。

○平手第二部会長 その辺は、整理されて記載されるべきではないかと思います。ですから、既存資料については新しいものを取り入れている場合があるわけですね。確かにそうなのですが、そうではなくて古いものを使っているような、要するに、いろいろ使い分けというか、使ったり使わなかったりしているので、そうすると、全体的に古いものを使ってい

るというのは、当然古いものでも大丈夫だという考え方があるからなので、その辺のところを全体としてまとめた形の、評価書として修正できるかどうかはもう分かりませんが、そのあたりのことがやはり必要なのではないかと思います。

○池田アセスメント担当課長 既存資料については、先ほど説明したように修正できるものは訂正して予測に。

○平手第二部会長 評価書そのものの中身については、修正しているものがある、ないものもあるというモザイク状態なわけです。全体がこういう形で、ここは最新のものを使いました。ここは古いものを使っていますということが全体的に記載されていて、その理由みたいなものがどこかに記載されているようなものが一枚ないと、それは非常に読むほうとしては分かりにくいということです。

○池田アセスメント担当課長 ただいまの意見につきましては、今後の評価書づくりにおいて、反映できるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 温室効果ガスのところなのですが、8-9-6ページで平成26年度以降、発掘量の減少に伴ってCO₂の排出量は一時的に大きく減少しているとあります。一方で現況と20年後の年間生産量は同じなので、CO₂の排出量が少なくなりますと読めるのですが、一時的に低下しているのと20年後も生産量が同じというものの文章のつながりというか、意味がよく分からないなという感じを受けていて、現況と生産量が20年後も同じですという現況というのは、平成26年度以降の採掘量が減ったのと同じということなのか。それとも、それよりも前の話なのか。あとは一時的に減っているという言葉の文言が使い方としておかしいのか。その辺をご説明していただくとありがたいかなと思います。

○柳審議会会長 その点は先ほど、従来は自分のところで自家発でやっていたものを買電に変えたので、CO₂の量が減りましたという説明はありましたけれども、その後、ずっと自家発はやめてしまって、買電でエネルギーを得ているということでCO₂の排出量は減ってきていると。

○堤委員 買電プラス発掘量も減っているという2つの要因があるかと思うのですが、着工20年後も現況と同程度と予測しているのが、前に評価書を出されているときと同じレベルで発掘しますよということで書かれている

のだと思うのです。そうすると、発掘量が減少する前と同じ発掘量になるのではないかなと思うのですけれども、平成26年度以降減少していて、それが20年間ずっと続くという理解でいいのか。そうすると、ここのCO₂の排出量が一次的に減少しているという文言がちょっと違うのではないかなと思うのです。

○池田アセスメント担当課長 採掘量の件につきましては、8-9-3ページをお開きいただきまして、本事業所のCO₂総排出量の推移ということで書かせていただいている表の下の※を見ていただければと思います。※平成19年～平成25年の年間採取量は、採取計画の通り350千t/年であると書かれておりまして、基本的に減ったとはいえ、35万tというのは変わっておりません。平成25年度とこれからこちらの評価書に基づいて採掘する量については変わってございません。ちょっと書きぶりが分かりづらかったのかと思うのですけれども、平成25年度とこれから評価書に従って採掘する量についての35万tについては変わらないということで御理解いただければと思います。

○堤委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 温室効果ガスのところを確認させていただきたいのですけれども、評価書の8-9-7ページのところに表8.9.2-2というのがありまして、将来的に温室効果ガスの排出量が削減されるためには、いわゆる排出係数に相当する単位生産量当たりのCO₂排出量をいかに減らしていくかということだと思うのです。この表の中では10.04t-CO₂/千tと書いてあって、これは平成25年度実績値と書いてあります。これが全国に比べて倍ぐらい大きいので、その理由が下にずっと書いてあって、将来的にはこれが多分小さくなりますということで環境保全措置を入念に書いてあるのでしょうかけれども、要因のところのデータが出てきていないので、結局10.04t-CO₂/千tの内訳というか、それに対してどう対策を立てて、ここが10.04t-CO₂/千tより小さくなっていくのかというところが全く見えていないので、将来的にこれは減りますと言っているのですけれども、どう減らすことができるのかというのが全く明確ではないと思うのです。予測結果も平成25年の3,513t-CO₂/千tに対して、それより減りますという書き方にしかなくて、結局何を評価したのかが全く分からない結果だなと思っています。

先ほどの重油に関しては既に実施されていて、平成25年度実績には含まれているのです。ですから、ほかの要因で減らしますとなっているのですが、この10.04t-CO₂/千tをいかに減

らすのかというところが明確でないのは評価書としてどうなのだろう。これはコメントです。
○池田アセスメント担当課長 ありがとうございます。その旨は事業者に伝えたいと思います。

こちらに要因分析を書かせていただいておりますけれども、エネルギー使用量については全て燃料とか電気の量で把握はできている。ただ、その部門ごとにどれだけというのは、齋藤先生がおっしゃったように把握はされていないので分かりづらいところがございます。

あと、機器更新が最終的に効いてくるのかなど。こちらの事業は平成5年から始めていまして、その当時の設備を今も使っている状況になります。機器更新はしているようなのですが、そういうものが最新のものに変わっていく過程で、今後20年の中で具体的に落ちるところはそこなのかなと聞いております。

○齋藤委員 そちら辺もデータを出せると思うのです。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

宮越委員からどうぞ。

○宮越委員 一点コメントと一点質問なのですが、まずコメントとして、8-4-8ページの地質断面図というものがあるのですが、その前に表層地質図があるのですが、それと余り整合的ではなくて、おかしいと思う部分があるのでそれを確認いただきたいなと思います。

あと、質問なのですが、河川の流量がふえて、そのために調整池をつくって流量を調整しますとあったと思うのですが、8-5-14ページになるのですが、そのところで調整池の貯水量というのは恐らく土砂によって埋まって変わってくると思うので、それを計画容量に対してどのように反映されているのかというのを教えていただきたいなと思いました。

○池田アセスメント担当課長 まず、1つ目のコメントにつきましては確認をさせていただきますと思います。

質問の方ですが、こちらの調整池につきましては適宜浚渫をして、土がなるべくたまらないようにしていくということで、貯水量についてはなるべく確保するようにしていくということになっておりまして、基本的に浚渫の掃除で確保していくと聞いております。

○宮越委員 その能力というのは、浚渫の頻度によって大きく左右されると思うので注意いただきたいなと思います。

○池田アセスメント担当課長 希少種が調整池のそばにいたりするので、場所によってはそ

れに配慮しなければいけないのですけれども、こちら成木川とかの河川に与える影響は十分認識していきまして、そこは十分対応していくと聞いております。また、先生のコメントも伝えさせていただきます。

○柳審議会会長 奥委員、どうぞ。

○奥委員 資料2の3ページに整理していただいている2つ目の項目の水質汚濁、水循環共通と4番目の生物・生態系の項目については、審査意見書で指摘された内容に対して、1年後、5年後、10年後、15年後、20年後に調査を行うと。水質汚濁、水循環共通はそのように書いてありますが、生物・生態系は、この資料では適期に調査と書いてありますけれども、評価書の本編を見ますと8-6-137ページのところに、着手後1年後、5年後、10年後、15年後、20年後のうち適期に調査を行い」と書いてありまして、水質汚濁、水循環共通は5年ごとに、定期的にやっていくと。生物・生態系は5年ごとに必ずやるというわけではなくて、着手後1年後、5年後、10年後、15年後、20年後のうち適期となっているのでもう少しスパンが長くなる可能性もある。ですから、いつやるかが明確になっていないという表現になっていきまして、果たしてこれで大丈夫なのかどうかという不安があるというのが一点です。

これは、ご専門の委員の先生にお伺いしたいのですが、こういう1年後、5年後、10年後、15年後、20年後というぐらいのスパンでの事後調査というので、そもそも十分なのかどうかというところはどうかのでしょうか。私は専門外なので、例えばもう少し頻繁に隔年ぐらいで、特に水質汚濁などについては見たほうがいいのではないかという気もするのですが、生態系も同様ですけれども、このあたりの5年ごとということで大丈夫なものなのか。いかがなものでしょうか。

○池田アセスメント担当課長 御意見ありがとうございます。

こちらの適期の考え方なのですけれども、自然の動植物を見ていただくと、希少種の種類も含めて多種多様な動植物がございます。一律に5年ごとというわけにもいかないものですから、具体的にここには何については1年ごととかを書いてはいませんけれども、動植物の種類の適性に合わせた形で調査をするという意図でこういう書きぶりに。

○奥委員 場合によっては、毎年行う場合もあると。

○池田アセスメント担当課長 行うものもあるという理解をいただければと思います。

○奥委員 分かりました。

水質汚濁、水循環共通についてはどうですか。これは5年ごとということですね。

○池田アセスメント担当課長 結局、水質汚濁、水循環共通というか、この事業計画で書か

れている5年ごとの掘削面積あるいは植栽の面積というのは大体計画が定められておりますので、それに沿った形で実際の掘削状況、緑地の保全の状況と合わせながら、それに伴う水質汚濁はどうだったかという形の把握しかなかなか難しいのかなというところで、そういう書き方にさせていただいているところでございます。

6-5ページに経年土地利用計画図というのがございますけれども、着手時から着手20年後までのそれぞれの5年ごとのどのように掘削がされて、どこが伐採されて、どこが緑地で残るかというのを色あるいは面積、数字等であらわさせていただきますけれども、これを一つの目安にさせていただいて、測定していくのが事業者としては適切ではないかということで、事後調査の区切りについてはこれに合わせさせていただいているところでございます。

○柳審議会会長 谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 8-9-8ページのところで、温室効果ガスの理由の絡みのところで4つ目という上の2段落目ですけれども、そこに、建設発生土を受け入れているという言葉が入ってきているのです。確認なのですけれども、これは前回の案のときに発生土の話というのは入っていたのかどうか。その量がどのぐらいか。恐らく軽微な影響だろうと思うのですけれども、本来これは掘削という視点で評価をされていたはずなので、埋め戻し材で外からそういうものが入ってきているということが私の記憶では入っていなかったような気がするので、その辺をちょっと確認させていただいて、もしこの量がそれなりにあるのであれば、廃棄物のところが発生土だとなかなか難しいところなのですけれども、外部から入るものはどういうものが入ってきて、恐らく汚染土は入ってこないはずなのですけれども、そういうもろもろのことでコメントが加わるのであれば、量と安全性をちゃんと担保しているものが入っていますよというところをぜひ入れて、もう入っているのかもしれませんが、それをちょっと確認させていただければと思います。

○池田アセスメント担当課長 ありがとうございます。

前回の評価書案の中に建設残土の受入れが書いてあるかについては、今確認をさせていただきますので後ほど御回答させていただきますけれども、受入れに当たっては谷川先生がおっしゃったように受入量の把握等、あるいは今後事後調査報告というのが出てまいりますので、その中でも報告させていただければと思います。また、谷川先生が今おっしゃられたことについては、事業者伝えてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 ちょっと確認をさせていただきたいのですが、緑地の管理計画ですけれども、この事業者はこの土地を所有していない部分があると承知をしています。今回の計画の残留地と掘削をした回復をするバッファゾーンになるところは、土地所有者の管理に対する考え方というのがあると思いますが、具体的にどれぐらいの面積をこの事業者が持っていて、土地所有者がどれぐらい持っているのかということが分かったら教えていただきたいのです。

○池田アセスメント担当課長 確認させてもらいます。

○柳審議会会長 ただいまの質問の関連のところは、前回の総会の際の変更届の案件で説明されたことですね。

○池田アセスメント担当課長 答えたような気がしているのですけれども、私も今手元にございません。

○柳審議会会長 変更届は、評価書案の変更届でしたか。

○池田アセスメント担当課長 はい。

○柳審議会会長 それで、この評価書が出てきたということで、先ほど平手委員も指摘されましたけれども、その変更届から評価書に移るまでの間の修正について具体的にどうなったかというのは、細かく分かるような一覧をつけていただきたいという要望がありましたけれども、そういうことは全く出てこないで評価書が出てきているので、それはちゃんと整理しておいていただければ、もうちょっと説明のしやすい形になったのではないかなと思っています。

○池田アセスメント担当課長 今の柳会長のおっしゃった件につきましては、本編の10-1ページに変更届との差というものについては書いていないのですけれども、評価書案からの修正の経過とその内容ということで一覧をまとめさせていただいて、先ほど説明した既存資料の年次更新に伴う修正なども一応ここでは簡単に書かせていただいているところではございます。ですから、知事意見に伴う修正のみではなくて、事業者のほうで古いデータについて修正したものについてもこちらに追記をさせていただいてございます。

平手委員がおっしゃったような内容になっているかというのは、私も先ほどの意見を踏まえまして今後検討していきたいと思います。

小堀委員のご質問の件ですけれども、ちょっと違う資料なのですが、自然保護のグラフなのですけれども、事業区域全体ですと今は分からないのですが、全体としては44.4%がこちらの事業者の土地ということで、残りの55%ぐらいが借りている土地ということになってございます。基本的には、残留緑地の部分ではないかと私は推定していますが、一応ほ

ぼ半々ぐらいな感じになってございます。

○小堀委員　そういうことになりますと、やはり土地所有者が相続とかいろいろなことで変わっていくこともあると思いますので、そこら辺の配慮というのにも必要になってくるのかなと思っています。

○池田アセスメント担当課長　ありがとうございます。

○柳審議会会長　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この案件については、結構いろいろと課題があるようですので、事務局から次の事後調査報告書を提出するときには、これまでの経緯も含めて少し丁寧に記載していただくように伝えていただければよろしいかと思えます。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長　それでは、資料の5ページをご覧ください。事後調査報告書でございます。

事業名は、「西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）の連続立体交差事業及び同線（練馬高野台駅～石神井公園駅間）の複々線化事業」でございます。

事業の種類としては、鉄道の改良でございます。

事業区間としては、練馬区高野台一丁目～練馬区東大泉五丁目でございます。

それでは、皆さんお手元にありますオレンジ色の事後調査報告書の5ページをご覧くださいますと、位置と区間がよく分かるかと思えます。今回、西武池袋線の練馬高野台駅、大泉学園駅が事業区間であります。今回の報告では騒音・振動なのですけれども、既に平成25年度で事後調査のその4で練馬高野台駅から石神井公園駅については報告をしておりますので、その除いた区間について報告をさせていただきたいと思えます。

また資料にお戻りください。

事業延長としては約2.7km、構造形式は高架橋、擁壁、地平です。対象駅は石神井公園駅で、踏切の解消数は9箇所でございます。工事期間が平成19年度～平成27年度でございます。

事後調査の区分としては、今回工事の完了後でございます。

調査項目及び事項については、騒音・振動、日影、電波障害、景観でございます。

再びオレンジ色の事後調査報告書の32ページの表7.1-6（1）をご覧ください。まず騒音・振動でございます。

こちらは、最寄りの軌道の中心から水平方向に12.5m地点の地上1.2mの事後調査結果でございます。事後調査結果としては、昼間が55dB～64dB、夜間が51dB～59dBございました。こ

れにつきましては2地点で、R-4とR-9において予測結果であります昼間は56dB～61dB、夜間で51dB～56dBを上回っておりますが、残りの地点におきましては同程度、または下回ったという状況でございます。また、全ての地点R-4からR-10において、評価書の現況値でございます昼間の66dB～79dB、夜間での61dB～74dBを下回っております。

続きまして同じ表であります、最寄り軌道の中心から12.5mではありますけれども、表の右側になりますが、今度は地上3.5mの事後調査結果でございます。これは昼間が56dB～64dB、夜間が52dB～59dBでございましたが、このうちR-4で予測結果であります昼間の58dB～62dB、夜間の51dB～58dBを上回ったところがございます。残りの地点では同程度及び下回ったという結果でございます。また、こちらも全ての地点において、評価書の現況値であります昼間の67dB～76dB、夜間の62dB～71dBを全ての地点で下回っております。今回、この一部の地点で予測結果を事後調査結果が上回った理由につきましては、この地域的に周辺にマンションが建っておりまして、そのマンションなどの建築物の反射の影響が考えられるとしてございます。

引き続きまして、事後調査報告書の隣の33ページの表7.1-6(2)でございます。こちらは水平方向ではなく、高さ方向の事後調査結果でございますが、こちらは昼間が59dB～71dB、夜間が55dB～67dBでございましたが、15m、10m、5m、3.5m、1.2mの全ての高さにおいて、予測結果であります昼間の61dB～75dB、夜間は56dB～70dBを下回っております。こちらは全ての高さにおいて、評価書の現況値は昼間の71dB～75dB、夜間で67dB～70dBと同程度か、あるいは下回っているという状況でございました。

列車の走行に伴う鉄道振動でございますが、今度は報告書の34ページ、表7.1-7をご覧ください。

鉄道の振動につきましては、水平方向に6.25m、12.5m、25m、50mという調査地点を設定しております。まず最寄り軌道の中心から6.25m地点の事後調査結果であります。これは46dB～55dBですが、これにつきましては2地点、調査地点で言いますとR-4とR-7で、予測結果であります50dB～59dBを上回っております。残りの地点につきましては、同程度または下回ったという状況でございます。また、こちらも全ての地点において評価書の現況値であります61dB～68dBを下回っております。

同じ表で、最寄り軌道中心から12.5mの地点でございますが、これの事後調査結果ですけれども、これが45dB～52dBでございましたが、こちらは3地点、R-5とR-7、R-8につきましては予測結果であります47dB～55dBを上回っております。残りの地点では同程度または下回って

いる状況でございます。また、全ての地点において、評価書の現況値であります58dB～67dBを下回っております。

最寄り軌道から25m地点の事後調査結果は41dB～48dBでございますが、こちらは2地点、R-5とR-8において、予測結果であります43dB～50dBを上回っておりますが、残りの地点では同程度、または下回ったという状況でございます。また、こちらも全ての地点において、評価書の現況値であります52dB～61dBを下回っております。

最寄り軌道中心から50mの事後調査結果でございますが、これが36dB～42dBでございますが、こちらは1地点、R-5におきまして予測結果であります39dB～46dBを上回りまして、残りの地点では同程度または下回ったという状況でございます。また、こちらも全ての地点において、評価書の現況値であります46dB～54dBを下回っております。こちらも一部の地点で予測結果を上回った理由でございますが、こちらは鉄道の振動が距離減衰しにくい地盤状況であったこと、あと、調査地点の近くにレールの継ぎ目があって、継ぎ目を通過するときに鉄道の振動が大きくなったなどが考えられるとしてございます。

お手元の資料につきまして1枚おめくりください。次は日影でございますが、事後調査報告書の36ページが今回の事業区間の日影の調査地点でございます。A断面からB、C、D、E、Fと6カ所ございます。

箇所が多いのでこのうちの事例として、事後調査報告書の51ページにつきましては、下の欄外に書いてありますとおりD断面における日影の予測結果及び事後調査結果でございます。ここにつきましては、冬至日において地表から高さ1.5mにおける時刻別の日影図となっております。上が予測結果で、下が事後調査結果でございますが、こちらは予測と事後調査はおおむね同じということがお分かりになるかと思えます。

引き続きまして、57ページは先ほどと同じD地点なのですが、こちらは測定面が地上から1.5mで2.5時間と4時間の等時間日影図でございます。こちらも上が予測結果で、下が事後調査結果でございます。双方ともおおむね同じということがお分かりになるかと思えます。

このようにAからFの事後地点について、事後調査結果の時刻別日影線及び等時間日影線になるのですが、おおむね同じということでこれらの結果を60ページの表7.2-4と表7.2-5に記載をさせていただいております。この表にそれぞれありますように、時刻別日影線、等時間日影線につきましてはAからFの断面におきまして、予測結果と事後調査結果がおおむね同じ位置であるとなっております。

事後調査報告書の46ページでは日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等にお

ける冬至日の日影となる時刻及び時間数の変化の程度でございます。今回特に配慮すべきと申しますのは、46ページの図の上のほうに書いてありますけれども、ちょっと見にくいのですが石神井町つつじ保育園というものでございます。この保育園に及ぼす冬至日の地上高さ4mにおける時刻別日影図の事後調査結果でございます。

こちらの日影図では、午前8時から午前9時にかけての10分程度と午後3時前後から午後4時にかけて日影がかかるとなっておりますが、2時間以上の日影の影響を受けることがないということが時刻別日影線でお分かりになるかと思えます。

60ページの表7.2-6につきまして、保全対象である石神井町つつじ保育園なのですけれども、こちらについては、日影がかかる時刻及び時間数につきましては予測結果とおおむね同程度としてございます。

67ページの表7.3-5及び表7.3-6は、電波障害の調査における画像評価と品質評価の調査結果を載せてございます。こちらは全ての調査地点において、画像評価は正常に受信及び品質評価につきましては極めて良好と、全ての調査地点でそうなることことから、鉄道施設による影響は生じていないものと考えられるとしてございます。

事後調査報告書の70ページの一番上の列車の走行によるパルス雑音障害及びフラッター障害のところでございますが、ここに記載がありますとおりパルス雑音障害とフラッター障害のそれぞれを確認されなかったということから、この列車の走行による影響は生じていないものと考えられるとしてございます。

景観でございます。事後調査報告書の89ページの表7.4-5の記載にありますとおり、高架化された構造物が最も高いところで駅舎を除き12m程度でございます。周辺の建築物などを大きく上回ることはないということなどから、地域景観の特性の変化としては、こちらの評価書の予測結果とおおむね同様であり、事業区間周辺の都市的景観要素と融合し、地域景観の特性はほとんど変化していないものと考えられるとしてございます。

少しお戻りいただきまして、事後調査報告書の84ページは代表的な眺望地点からの眺望の変化なのですが、そのうちの1地点を抜き出してご説明をいたします。この84ページは上にある絵が予測結果で、下にある写真が今の高架が完成したときの写真となっております。この図をそれぞれ見ていただきますと、一部の地点においてマンションが建つようなことになっておりますけれども、いずれにしても、周辺景観と一体となった都市的な景観になっているということから、予測結果と事後調査結果に大きな違いは見られなかったとしてございます。

89ページの中段にあります代表的な眺望地点からの眺望の変化のところの記載にあります

とおり、先ほどの84ページ以外の他の眺望の地点でも、事後調査結果と予測結果に大きな違いは見られないとしてございます。

再び資料にお戻りください。最後に苦情の有無でございますが、苦情については特にございませんでした。

説明については以上でございます。

○柳審議会会長 それでは、この事後調査報告書について何かご質問等ございますでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 12ページ、13ページに絡んでなのですけれども、今回事後調査報告書というのは（工事の完了後）と括弧して書いてあるので、過去の経緯はどうだったのかなと思って見ていたのですけれども、12ページに書かれています、これまでずっと出していらっしやる。そうすると、この完了届と事後調査報告書の関係というのがどういう形なのでしょうか。実質的には完了届が既に出ているのに、しかもこの調査結果の調査日というのはその前にやられたのに今の時期に出ているということなので、要は全部一応決められた事後調査を行った後に完了届というのは出るものなのか。それとも、その辺のところというのはなかなか徹底していないので、極力出してくださいね、という事務局の方が非常に苦労しているのは理解しているつもりなのですけれども、そもそもの完了届と事後調査報告書の関係のところをどういうふうにやられているのかを教えていただければと思います。

○真田アセスメント担当課長 今回の西武鉄道の事後調査報告なのですけれども、13ページをご覧いただきたいのですが、工事自体は13ページの表で言いますと平成27年の真ん中あたりで終わっているような図になってございますが、これを事業者に聞いたところアセスの項目とは直接関係ないのですけれども、後片づけ的な仕上げ工事だとかいろいろ入ったそうでございます。そういった関係で、後片づけの工事だとかが終わったのが平成29年3月ごろと聞いております。

○谷川委員 細かいことで申し訳ないのですけれども、結局、事後調査報告書を出していただいている測定日等につきましては、平成28年度とか完了届の前に全て終了しているのです。ですから、そのあたりの手続の関係ということから考えますと、もうちょっと早く出してほしかったなというのが私の方のお願いということですよ。

○柳審議会会長 今の質問の関連ですけれども、お手元にある条例の例規集の154ページを見ていただいて、工事の完了届提出前は、工事中のものについて事後調査報告書が出てきます

けれども、工事の完了届提出後は、工事の完了後の事後調査報告書が出てくるという形になっておりますので、今回のものは完了後の事後調査報告ということで出てきているという理解ですね。

○谷川委員 ただ、実際の調査自体が完了届よりもかなり前に終わっているのです。そうすると、本来はその前に出てきてもおかしくないのではないかなということなのです。

○柳審議会会長 この工事の完了後の事後調査報告書というのは、今回はこれでおしまいなのですか。

○真田アセスメント担当課長 そのとおりでございます。

○柳審議会会長 おしまいということなのですね。工事の完了後の事後調査をちゃんとやっていただいたほうがいいのではないかと指摘なので、まだ工事中の事後調査と似たデータでやっているというのは、完了後の事後調査報告としては適切ではないのではないかと指摘なので。

○谷川委員 そうです。

○真田アセスメント担当課長 今回、確かに工事が終わったのは平成28年度末なのですが、ここに関してアセスの項目に絡むような工事ではないということなので、調査自体を平成27年と平成28年の間、ちょうど◎がついているあたりから始めたようでございます。

○柳審議会会長 事後調査報告書を出していただくときには、御指摘があったところは十分に事業者にも留意して、出していただけるように伝えてください。

○真田アセスメント担当課長 分かりました。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の案件をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは引き続きまして、今度はページにしますと7ページでございます。「南山東部土地区画整理事業」でございます。

事業の種類としては、土地区画整理事業でございます。

位置ですけれども、稲城市矢野口2422-1番地ほかでございます。

白い事業計画の変更の冊子の3ページに計画区域の位置図が出てございます。場所としては、京王線の稲城駅とよみうりランド駅に挟まれた地域が計画の区域の位置図でございます。

資料に再びお戻りください。施行面積が約87.5ha、権利者数が283人、計画人口が約7,600人、ha当たり87人となっております。

施行期間が平成19年度～平成35年度でございます。

それでは、事業計画の変更の4ページをご覧くださいと進捗状況が書かれております。図面で言うと、その隣の5ページを見ていただきたいのですが、今のところA工区の一部、B工区の一部、C工区の一部及びE工区の一部について灰色の部分に書かれたエリアと、緑色の道路の部分は既に工事を完了しているという状況でございます。

資料に一旦お戻りください。

今回の変更の理由でございますが、まず工事の進捗に遅れが生じたことなどによりまして施行期間が変更になってございます。また、この計画区域内で生産緑地の指定を受けている農地につきまして、稲城市の方が都市計画の指定位置を変更したことや、あるいは道路管理者など各行政機関との協議に伴いまして事業計画を精査したことなどによりまして、土地利用計画、道路計画、緑地計画、排水計画、造成計画及び廃棄物処理計画の一部をそれぞれ変更するものということでございます。

資料の2番に主な変更の概要というのがございまして、今回の変更の概要につきまして一覧表にまとめてございます。

このうち主なものについてご説明をさせていただきます。変更届の34ページに施行計画の工事工程のところでございます。まず施行期間の変更なのですが、ここに記載がありますとおり地権者の協議に時間を要し、工事が遅れたことにより平成29年度の完了予定でございましたが、平成35年度と延伸となっております。

土地利用計画の変更でございます。変更届で戻りまして10ページをご覧ください。土地利用計画の変更なのですが、この図面でご説明をさせていただきます。10ページの変更後のところに、生産緑地の配置の変更、また、図の左下のほうにありますが、街区公園の増加、また、図面の右のほうにありますけれども、沿道施設用地へ変更及びトンネル上部の緑地減少。あとは図面で言いますと、上の真ん中あたりの供給処理施設用地を減少し緑地を拡大といったことをした結果、土地利用計画が変更になります。

その結果として、変更届の9ページの土地利用計画の変更前、変更後がそれぞれ載っております。宅地と道路、公園・緑地の面積について、変更後の宅地の合計が52.7ha、道路につきましては14.1ha、公園及び緑地が20.7haと変更になってございます。合計は87.5haでございます。

緑地計画でございます。変更届の18ページに変更箇所が記載されております。こちらでも、図面の中央から少しの上にかけていますとおり生産緑地の配置の変更であるとか、あるいは公園の増加であるとか、公園の減少であるとか、供給施設用地を減少し緑地を増加と。先

ほどの土地利用計画の変更とちょっと被ったところがありますけれども緑地計画の変更をしております。

その結果、変更届の17ページの表の2.2-2でございます。緑地計画及び残留緑地の面積なのですけれども、変更後の公有地の緑地が25.4ha、括弧内が残留緑地でございます、これが6.8haでございます。同じく民有地の緑地なのですが、こちらが6.2haに変更になっておりまして、その後、残留緑地について1.7haとなっております。

排水計画の変更でございます。変更届の25ページの調整池の諸元ということで、変更前につきましては第1調整池から第3-3調整池の合計5カ所ございましたけれども、この管理のしやすさの面から調整池を1カ所減らして、しかも、第1調整池の上部の緑地を確保するために、変更前では第1調整池は地上式だったのですけれども、変更後は半地下式ということで、半地下式にしたことで上部の緑地を確保しているということでございます。

容量的なところなのですが、第2調整池が3,150m³から3,200m³、第3-1調整池が9,400m³から8,200m³、第3-2の調整池が7,000m³から5,000m³に変更になってございます。調整池の容量としては、全体としては減っておりますけれども、こちらは10年に1回起こり得る大雨が降った場合でも、三沢川の流域に洪水などの影響を与えないものとしてございます。

造成計画の変更です。変更届の29ページをご覧ください。こちらは、事業者でございます土地区画整理組合が設置した施工検討委員会というもので検討していた造成計画が今回固まりまして、造成計画の一部を変更するものでございます。

29ページの表2.2-6は、造成計画の一部の変更点なのですが、切り土だとか盛り土の範囲の変更により切り土をする区域を減らしたことから、計画区域外に搬出する建設発生土を減少するという計画になってございます。あと、切り土の面積なのですけれども、表2.2-6をご覧くださいますと、切り土の面積につきましては39.3haから39.4haに増加したものの、土工量につきましては385万2,900m³から337万5,270m³に減少してございます。盛り土の面積につきましては35.3haに減少し、土工量につきましては300万440m³に減少してございます。

廃棄物処理計画でございますが、変更届の36ページをご覧ください。こちらにつきましては、先ほどの造成計画と数値的に連動いたしまして、建設発生土の排出量について減少してございます。計画区域外に搬出する建設発生土の量も減少する計画となっております。

資料のほうにお戻りください。

一番下の環境影響評価項目の再評価(見直し)結果ですが、今回の変更につきましては、施行期間や土地利用計画の一部など変わりますけれども、工事の規模などの予測条件に大きな

変更はないことから、予測評価の見直しは行わないとしてございます。

説明は以上でございます。

○柳審議会会長 それでは、ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 排水計画ですけれども、ここの地盤の関係で当初予定していた雨水浸透ますを設けないことになっておりました。さらに調整池の総量というのも減らしていると。最近気候的に10年に一遍というものが増えてきたり、一時間値で75mmだけではなく、連続して降り続けるということがあって本当に大丈夫なのかなと若干不安を覚えるのですが、その辺はいかがなのでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 稲城市でここに書いてありますとおり、雨水浸透ますというものの設置を誘導していなくて、雨水貯留による対応としているようでございます。今回事業者からは総量として、調整池の容量が3万3,800m³から3万300m³に減少するのですけれども、こちらとしては、ここに記載のとおり三沢川の流下域に洪水などの影響を与えるものであると考えていると聞いておりますので、そちらの方は確認は念押しさせていただきますけれども大丈夫かと思えます。しかしながら、委員の御懸念がありますので改めて念押しをしたいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

○平手第二部会長 ちょっと細かいことなのですが、29ページのところの造成計画の変更前の切り土の土工量が385万2,900m³ですけれども、概略の7ページの356万9,000m³になっていまして数字が違う。その後の影響を受けてこの土工量の数字も違っているので、恐らくミスだと思うのですが、よろしいですか。

○真田アセスメント担当課長 分かりました。29ページの変更届のほうが正確でございますので大変申し訳ございませんでした。

○平手第二部会長 お願いします。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の変更届をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 柳会長、この3件は私の案件なのでまとめてご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○柳審議会会長 どうぞ。

○池田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の8ページをお開きください。

事業名は、「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」でございます。

答申は、平成27年11月、受理日は平成29年7月25日でございます。

事業の種類は、高層建築物の新築でございます。

計画地につきましては中央区八重洲二丁目1番の一部ほかでございます。敷地面積は約1万3,500㎡、延べ床面積は約29万3,600㎡、最高高さは約245m、主要用途は業務、商業、宿泊、交流、教育、バスターミナル、駐車場等でございます。駐車場台数は約663台でございます。工事期間は平成29年度～平成34年度まで、供用開始は平成34年度を予定してございます。

変更内容の概略でございますけれども、お手元にありますホチキスどめの変更届の冊子の4ページが今回の対象事業の計画地位置図（広域）でございます。計画地は図にありますように東京駅の前にございまして、計画地の北側の八重洲通りの向こう側でございますけれども、八重洲一丁目東地区計画の再開発が予定されてございます。南側では現在第一部会で審議が始まりましたけれども、八重洲二丁目中地区計画の再開発が予定されているという状況でございます。

13ページをお開きください。今回の変更の概略及びその理由でございます。表3.4-1を見ていただければと思いますけれども、表の中段のほうでございますが、工事の予定でございますけれども、当初平成29年度から平成33年度までを予定しておりましたけれども、今回平成29年度から平成34年度に変更としてございます。そこら辺に伴いまして、供用開始の予定は平成33年度の予定でございましたけれども平成34年度に変更してございます。理由につきましては事業の詳細検討に伴いまして、工事工程等の見直しを行ったことによるものでございます。

工事工程につきましては、当初約47カ月を予定しておりましたけれども、今回の見直しに伴いまして約60カ月となっております。具体的な事業の詳細の検討でございますけれども、変更の理由の右側の一番下の欄にございますが、理由につきましては埋蔵文化財調査に必要な期間の確保、計画地内に小学校がございまして、その移設時期の制約等によりまして解体工事の期間を見直してございます。

本日の資料の8ページの下の方の環境影響評価項目の再評価見直しの結果でございます。今回、工事工程と工事期間の変更に伴いまして、建設機械と工事車両のピークについては変わらないことから、予測の評価の見直しは行わないことにしてございます。

9ページ、事業名につきましては「春日・後樂園駅前地区市街地再開発事業」でございます。

答申は平成21年1月、受理日は平成29年7月31日でございます。

事業の種類は、高層建築物の新築でございます。

計画地につきましては、文京区小石川一丁目1番外でございます。

敷地面積は、約1万5,990㎡、延べ床面積は約18万1880㎡でございます。最高高さは約148m、使用用途につきましては業務施設、商業施設、共同住宅、駐車場等でございます。住宅の戸数でございますけれども約780戸、駐車場台数は約441台を予定してございます。工事期間につきましては平成27年度～平成34年度、供用開始は平成34年度を予定してございます。

お手元にあります少し厚目の変更届、ホチキスどめになってはございますけれども、見ていただければと思います。

変更届の2ページは計画地位置図でございます。これを見ていただきますとおり、図面の中心地に計画地がございますけれども、地下鉄の春日駅、後樂園駅等がございます。交通至便でありかつ計画地の南側、下のほうは文京シビックセンターと書いてございますけれども文京区役所があるような土地でございます。

10ページは、今回の計画地の変更後の配置計画図でございます。図面にあるとおり北街区、西街区、南街区とちょっと飛び地的な感じではございますけれども、このような構成になってございます。

14ページが今回の計画地の将来完成予想図でございます。

それでは、本日の資料の9ページにお戻りいただきまして、変更内容の概略でございます。

まず、変更理由でございますけれども、事業の進捗状況を考慮した結果、工事工程等を変更します。また、関係機関との協議を踏まえまして建築計画を一部変更してございます。事業の進捗状況につきましては、こちらも先ほどの八重洲と同様なのですけれども、今回は着工届後、埋蔵文化財の調査をしたところ、こちらに埋蔵文化財があることが分かりまして、その調整、発掘等により時間を要したことで工事工程等を見直してございます。

主な変更の内容につきましては、下の表のとおりでございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果でございます。

環境影響評価項目のうち、騒音・振動、風環境について予測・評価の見直しを行ってございますが、騒音の予測結果につきましては変更前と同じでございました。風環境でございますけれども、変更後の予測結果は変更前と比べまして2地点において風環境ランクが上がってございますが、こちらにつきましては、変更後の風環境が低中層市街地相当でございまして、商業地、業務地、住宅地が混在した計画地周辺の土地利用の状況に対応しているため、評価の結論は変わらないとしてございます。

1枚おめくりいただきまして、10ページの変更届でございます。

事業名は、「新可燃ごみ処理施設整備事業」でございます。

答申日は平成28年6月、受理日は平成29年8月15日でございます。

事業の種類は、廃棄物処理施設の設置でございます。

所在地は日野市石田一丁目210番地2号でございます。敷地面積が約2.9ha、廃棄物処理施設の処理能力は約228t/日でございます。処理方式は全連続燃焼式でございます。工事着手年度は平成29年度で既に着手してございます。供用開始年度は平成32年度を予定してございます。

変更内容の概略でございます。変更の理由でございますけれども、本事業の設計、建設を担当します事業者が決まりまして、事業の詳細検討を行った結果、建屋の高さや煙突の位置、設備の配置等の変更を行うことになりました。

主な変更の内容でございますけれども、建築計画等の建物平面の形状は、変更後は95.5×48.5mとなっております、やや細長となっております。建物高さについては約2m低くなっております。煙突の位置につきましては、建屋の北側ということで少し位置をずらしてございます。設備計画につきましても、排出ガスフローの中で排出ガスの洗浄方式を乾式処理に変更してございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果でございます。

今回の変更において、施設計画等が変更となるため、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物、温室効果ガスについて予測・評価の見直しを行いましたけれども、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物、温室効果ガスの予測結果は変更に比べて同程度でございました。大気汚染の短期濃度の予測結果に多少の変化は生じておりますけれども、変更による周辺への著しい影響はなく、評価の結論は変わらないこととしてございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

○柳審議会会長 それでは、ただいまの3件の変更届について、何かご質問等があればお願いいたします。

小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 変更届の内容の書式というか、例えば変更理由のところ、春日・後樂園駅前3年間従来より延びていて、主な理由は文化財があることが分かったということなのですが、変更理由はいずれも事業の進捗状況を考慮した結果という非常に抽象的な3件でして、具体的な理由が書かれていない。最初のも文化財、東京駅の前の方は当然こういうものがあるというので、多分、事前にも分かっていた部分もあるかと思うのですが、こちらは1年延び、春

日・後楽園は3年同じような理由で延びているということがあるのですけれども、この変更理由がいずれも事業の詳細検討に伴いとか、もうちょっと具体的に書き込んでもらって、なぜ一方は1年、一方はなぜ3年になったのか、そこら辺の判断の根拠も書き込んでいただくと、この変更届を見ただけで明確な理由というのが分かるので、そういう書式にならないのかなという、このフォーマットというのはこういうものに統一されているのか。そこら辺を教えてくださいたいなと思います。

○池田アセスメント担当課長 小堀委員のおっしゃることについては、今後変更届を出していただく上では、ちゃんと分かりやすく書くような形にはしたいと思っております。

春日を例にとりますと、確かに3ページ目の変更の理由は先生がおっしゃるとおり、詳細検討に伴いとしか書いていなくて、ちょっと足りないかなとは思いますが、その下の変更の概略のところに詳細な変更理由を書かせていただいて、その書きぶりを分けていたので、ちょっと分かりづらいのかなというところなのですが、事業計画の変更の概略の表の工事予定期間等の右側、変更の理由に少し書き足して、わざわざ下を見なくても分かるような形の書きぶりを、今後の変更届については検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。谷川委員から。

○谷川委員 新可燃ごみ処理施設整備事業なのですが、こちらの排ガスの処理について、変更後、変更前と書いてありまして、1点は今までの排ガスの洗浄装置から乾式のものに変えられるということなのでそのあたりの理由です。多分これをやると、非常に住民サイドの方から排ガスの洗浄設備のほうが排出量は減るということで、多分合意等をされている可能性があるのかなと思っておりますので、まずこの乾式処理に変わった理由、十分周辺の住民の方と合意を得られているのかどうかということが1点目。

2点目が脱硝反応塔と書いてあるけれども、もともとは触媒の脱硝設備だと思われまして、ただ単に脱硝反応塔ということで名称を変えたというだけの理解で、実質的には触媒の脱硝設備ということでよろしいのかと。その2点についてお願いたします。

○池田アセスメント担当課長 まず1点目ですが、変更届の20ページをご覧ください。こちらは設備の処理フローの変更前、変更後のフロー図でございます。もともと評価書案の段階のものが変更前でございます。ここに、排出ガス洗浄装置は、湿式処理方式で用いられるものであり、乾式処理方式によって排出ガス濃度自主規制値を達成できる場合には、設置しないこともあり得るという注意書きがありまして、今回事業者が決まりまして、詳細な設

備の諸元を決めていく際に乾式であっても排ガスについては、評価書の中に示されている自主規制値を満足することができるということが分かったということで変更したと聞いておりまして、周辺の住民に対しては十分な説明がされているように聞いてございます。

2点目でございますが、谷川委員のおっしゃるとおり書き方を変えただけで、中身的には変わってございません。

以上でございます。

○柳審議会会長 よろしいでしょうか。

○谷川委員 はい。

○柳審議会会長 それでは、寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 今日の変更届のうち2件が埋蔵文化財による期間延長ということになっておりますけれども、私、以前から何度も何度も申し上げているのですけれども、評価書案の文言の書き方の中でも遺跡がないことになっているという表現をしております、実際にどういう調査をして、日程を組むのか私はよく分からないのですけれども、私の感覚としては、地元の教育委員会と事前に十分協議すればありそうなさそうということが分かるはずなので、変更届のないような案にできるはずだと思っていますので、東京都の指導もなるべく地元の教育委員会とすり合わせしなさいよという形でやっていただけたらと思っています。

以上です。

○池田アセスメント担当課長 寺島委員の御指摘につきましては、第一部会でも同じ指摘をいただきましたので、各事業者について指導してまいりたいと思います。

ちなみに、この2件とも事前に既知の埋蔵文化財としては、この土地内にはないということで、ただ、今後工事の進捗に伴って出てきたときには対応するという書き方だったのですけれども、先生の御指摘は当然この辺の地域であれば、特に八重洲などだと古文書をときますと町跡とかがありますので、そういう旨をきちんと把握した上で、地元の教育委員会との調整を事前からやってくださいという御趣旨だと思いますので、その辺はきちんと事業者の方に伝えてまいりたいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 春日と後楽園の温室効果ガスの話なのですが、これは熱源方式が一部中央熱源から個別に変わった。そうすると、当然排出係数なども変わってくると思うのですけれども、それで見直さないという理由が敷地面積が変わっていないとか、床面積が変わっていな

いからということでもいいのかどうかというのを一応確認させてください。

○池田アセスメント担当課長 今、手元に評価書がないのですが、そもそも評価書の段階で、この温室効果ガスの排出量を中央熱源方式と個別熱源方式それぞれで予測評価をしていないものですから、今回全てが個別熱源方式になっても、その予測評価のやり方は変わりませんので、今回見直しを図っていないということでやってございます。

今回の評価書の温室効果ガスの予測評価を個別にはやっていないです。なので、そこが変わったところで評価の変えようがないということです。

○齋藤委員 なるほど。細かくはやっていないということですね。

○池田アセスメント担当課長 はい。

○齋藤委員 分かりました。

○小堀委員 それでいいのですか。

○齋藤委員 よろしいですよ。

○柳審議会会長 よろしいでしょうか。齋藤委員。

○齋藤委員 それでいいです。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

特に御発言がないようですので、受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後0時15分閉会)